

裏面白紙

總理府乙第四五号

仰決裁

別紙のよう証明いたしたい。(二通)

證明願

米國国籍を喪失した米國まれ第二世の米國国籍
回復のための訴訟上に必要があるから別紙法令の証明
方を仰頼りたいたい。

昭和二十四年六月二十三日

外務省政務局 齋藤政務課長

内閣總理大臣官房総務課長殿

外務省

裏面白紙

証明書

ここに添付した大日本帝國憲法、兵役法、國籍法、その他の法律の各條項は全部現行又は改正あるいは廢止になつた日本の法律の正確な抜萃であることを証明する。

昭和二十四年六月二十三日

内閣總理大臣官房總務課長印

裏面白紙

証明書

ここに添付した兵役法の各條項は現在廃止になつてゐる旧い日本の法律の正確なる抜萃であることを証明する。

昭和二十四年六月二十二日

引揚援護廳復員局長



大日本帝國憲法

第二章  臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニヨル
第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス
參照 兵役法、同施行令、國家総動員法四、國民徵用令、忌避罪、兵役法七四以下、陸海軍九七、達三一、八

明治二十二年二月十一日發布

兵 戰 法 昭和二年四月一日
法律第 四十七號

改 正 昭和 九十法律四、昭和一〇一法律二三

昭和一二一法律七〇、昭和一三一法律一
昭和一四一法律一、昭和一六一法律二

法律一二 緊急勅令 九二三

昭和二〇一法律二、昭和一八一法律四 法律二〇

第一章 不總) 則

第一條 帝國臣民タル男子ハ本法ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス

第二條 兵役ハ之ヲ常備兵役、補充兵役及國民兵役ニ分ツ

(第二項略)

第二章 不服) 役

第五條 現役ハ陸軍ニ在リテハ二年、海軍ニ在リテハ三年トシ現役兵
トシテ徵集セラレタル者之ニ服ス

現役兵ハ現役中之ヲ在營セシム

第三章 徵集)

第二十三條 申^モ書^ク法^ハ其^ノ用^モノ受^クル^ト時^ハ前^モ年^ハ十二月一日ヨリ其^ノ
年十一月三十日迄ノ間ニ於テ年齢二十年ニ達スル者ハ本法中別段ノ
規定アルモ^ヲ除^クノ外徵兵検査ヲ受^クルコトヲ要ス

第二十四條 戸主ハ其ノ家族中毎年十二月一日ヨリ同月三十一日迄

裏面白紙

一月一日ヨリナ一月三日迄ノ間ニ年齢二十年ト
愈ル者アルトキハ其ノ前年十一月中ニ本籍ノ市町

ノ間ニ年齢二十年ト爲ル者アルトキハ其ノ年十一月中ニ本籍ノ市町
村長ニ届出ツベシ戸主年齢二十年ト爲ルトキ亦同ジ但シ命令ヲ以テ
定ムル者ニ付テハ此限ニ在ラス

第三十條 徵兵検査ヲ受クベキ番徵兵検査ヲ受クベキ年ニ之ヲ受ケ
サルトキハ次年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ

第四十二條 徵兵適齡及其ノ前ヨリ帝國外ノ地ニ在ル者ヘ勅令ヲ以テ
定ムル者ヲ除クニ對シテハ本人ノ願ニ依リ徵集ヲ延期ス

前項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ハ其ノ^事由止ム年又ハ
其ノ翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ

〔第六章 則〕

第七十四條 兵役ヲ免ルル爲逃亡シ若ハ潛匿シ又ハ身体ヲ毀傷シ若ク
ハ疾病ヲ作爲シ其ノ^事他ノ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ徵役ニ處ス

第七十五條 現役兵トシテ入營スヘキ者正當ノ事由ナク入營ノ期日ニ

裏面白紙

96

後レ十日ヲ過ギタルトキハ六月以下ノ禁錮ニ處シ職時ニ在リテ五日

ヲ過ギタルトキハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

(第二項)
第七十六條 正當ノ事由ナク徵兵検査ヲ受ケザル者ハ百圓以下ノ罰金

ニ處ス

第七十七條 第二十四條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サザル者ハ五十圓以下
ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第七十八條 前四條ノ規定ハ何人ヲ問ハズ帝國外ニ於チ其罪ヲ犯シタ
ル者ニ之ヲ適用ス

本法ハ昭和二年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附

則

—004—

國籍法

明治三十二年三月十六日一法律 第六十六號

改正 大正五(1916)一法律二七

大正一三一法律一九

昭和二十二年法律二三九・一九五

- 第一條 子ハ出生ノ時其父カ日本人ナルトキハ之ヲ日本人トス其出生前ニ死亡シタル父カ死亡ノ時日本人ナリシトキ亦同シ
第二條 父カ知レサル場合又ハ國籍ヲ有セサル場合ニ於テ母カ日本ナルトキハ其子ハ之ヲ日本人トス
第三條 自己ノ志望ニ依リテ外國ノ國籍ヲ取得シタル者ハ日本ノ國籍ヲ失フ
第二十條ノ二 勅令ヲ以テ指定スル外國ニ於テ生マレタルニ因リテ其國ノ國籍ヲ取得シタル日本人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ日本ノ國籍ヲ留保スルノ意志ヲ表示スルニ非サレハ其出生ノ時ニ週リテ日本ノ

國籍ヲ失フ

前項ノ規定ニ依リ日本ノ國籍ヲ留保シタル者又ハ前項ノ規定ニ依ル
指定前其指定セラレタル外國ニ於テ生マレタルニ因リテ其國ノ國籍
ヲ取得シタル日本人當該外國ノ國籍ヲ有シ且其國ニ住所ヲ有スルト
キハ其志望ニ依リ日本ノ國籍ノ離脱ヲ爲スコトヲ得

不前項ノ規定ニ依リ國籍ノ離脱ヲ爲シタル者ハ日本ノ國籍ヲ失フ
第二十四條 滿十七年以上ノ男子ハ第十九條、第二十條及前三條ノ規
定ニ拘ハラス既ニ陸海軍ノ現役ニ服シタルトキ又ハ之ニ服スル義務

ナキトキニ非サレハ日本ノ國籍ヲ失ハス
現ニ文武ノ官職ヲ帶フル者ハ前八條ノ規定ニ拘ハラス其官職ヲ失ヒ
タル後ニ非サレハ日本ノ國籍ヲ失ハス

第二十八條 本法ハ明治三十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

裏面白紙

99

國籍法第二十條ノ二第一項ノ規定ニ依リ外國ヲ指定スルノ件

大正十三年十一月十七日一勅令第二百六十二號

改 正 昭和一一勅令七九

本國籍法第二十條ノ二第一項ノ規定ニ依リ外國ヲ指定スルノ件ヲ教可
ソ茲ニ之ヲ公布セシム

國籍法第二十條ノ二第一項ノ規定ニ依リ外國ヲ指定スルコト左ノ如シ

一、亞米利加合衆國

二、亞爾然丁國

三、伯刺西爾國

四、加奈陀

五、智利國

六、秘魯國

七、墨西哥國

裏面白紙

100

附

本令ハ大正十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

國籍喪失者ノ権利ニ關スル法律

明治三十二年三月二十九日一法律第九十四號

朕舊國議會ノ協賛ヲ經タル國籍喪失者ノ権利ニ關スル法律

ニ走る所セシム

日本ノ國籍ヲ失ヒタル家族カ日本人ニ非サレハ享有スルコトヲ得サル
権利ヲ有スル場合ニ於テ一年内ニ之ヲ日本人ニ譲渡ササルトキハ其権
利ハ國庫ニ歸屬ス